国土交通省による

住宅・建築物安全ストック形成事業

（一）事業内容

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断および脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部に対する支援を行う。 ○対象区域：ＤＩＤ地区等で基準風速３２ｍ／ｓ以上の区域、又は地域防災計画等で地方公共団体が指定する区域 ※ＤＩＤ地区等＝国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が３０戸／ｈａ以上となる５ｈａ以上の区域（区域内住宅戸数が３００戸以上の区域に限る）

（二）瓦屋根の耐風診断

建築基準法の告示基準（昭和４６年建設省告示第１０９号、令和２年改正）に適合しているか、瓦屋根診断技士・瓦屋根工事技士や、かわらぶき技能士などにより診断 【補助率】地方公共団体実施：国１／２　民間実施：国と地方で２／３ 【補助対象限度額】31,500円／棟

（三）瓦屋根の耐風改修

告示基準に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根に葺き替え 【補助対象限度額】24,000円に屋根面積を（㎡）を乗じた額（上限2,400,000円） 【補助率】国と地方で23％　(補助対象限度額の23％を国と市町村等で補助)